

令和7年11月 蕪崎市農業委員会議事録

1. 開催日時 令和7年11月25日(火) 13:30～14:50

2. 開催場所 蕪崎市役所 4階 大会議室

3. 出席委員(17名)

農業委員

1番 柳本 進
2番 仲田 孟
3番 伊藤 光
4番 横森 昌広
5番 横森 武千代
6番 志村 保則(欠席)
7番 伴野 正明
8番 比志 秀樹
9番 樽林 信昭
10番 山本 弘行
11番 欠員
12番 鶴田 好仁
13番 駒井 恵二
14番 山本 昌巳
15番 秋山 武仁
16番 矢崎 芳章
17番 飯野 直人
18番 浅川 節子
19番 堀川 喜美雄

農地利用最適化推進委員

20番 雨宮 一夫
21番 曾雌 源興
22番 猪股 昇
23番 猪股 和宏
24番 金丸 光太郎(欠席)
25番 今福 重幸
26番 小泉 尚志(欠席)
27番 内藤 幹雄
28番 小澤 仁
29番 功刀 良人
30番 中込 秀樹
31番 小野 賢治
32番 井上 清
33番 志村 圭一

4. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 諸報告

第3 議案第1号 農地法第3条の規定による申請の承認について
議案第2号 農地法第4条の規定による申請の承認について
議案第3号 農地法第5条の規定による申請の承認について
議案第4号 農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による
農用地利用集積等促進計画案の承認について
報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出について
報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について

5. 農業委員会事務局職員

事務局長：早川 洋

6. 会議の概要

<事務局長>

ただ今から令和7年11月農業委員会定例会を開会いたします。次第に沿って進めさせていただきます。「2：会長挨拶」 柳本会長、お願いいたします。

<会 長>

(会長あいさつ)

<事務局長>

ありがとうございました。続きまして、「3：議事」に移ります。

韮崎市農業委員会会議規則第5条により、本日の議案審議については、会長が議長をつとめます。それでは、議事の進行をお願いいたします。

<議 長>

本日、出席委員は農業委員18名中17名で、定足数に達しておりますので、会議を開催いたします。

「日程第1 議事録署名委員の指名について」ですが、会議規則第16条第3項の規定により、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なし)

それでは、4番 横森 昌広 委員、10番 山本 弘行 委員 をお願いいたします。

また、会議書記には、事務局職員小屋氏 と 志村氏 を指名いたします。

続きまして、「日程第2 諸報告」事務局より報告をお願いいたします。

<事務局>

それでは会務について報告をさせていただきます。

11月7日、山梨県農業会議常設審議委員会に柳本会長及が出席いたしました。

11月13日、山梨県農政推進大会に農業委員10名、最適化推進委員6名が出席いたしました。

<議 長>

ただ今の報告について、何かご発言ございますか。

(発言なし)

<議 長>

以上で日程第2を終わります。

続きまして、「日程第3」議案第1号「農地法第3条の規定による申請の承認について」を議題といたします。事務局より議案の説明をお願いします。

<事務局>

それでは、議案集の1ページをご覧ください。今月の農地法第3条の許可申請は、所有権の移転に関するものが6件5,707㎡であります。

申請番号1番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）経営拡大のための所有権移転の申請であります。

申請番号2番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）自家消費野菜栽培のための所有権移転の申請であります。

申請番号3番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）経営拡大のための所有権移転の申請であります。

申請番号4番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）経営拡大のための所有権移転の申請であります。

申請番号5番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）自家消費野菜栽培のための所有権移転の申請であります。

申請番号6番（土地の所在・貸付人・譲受人についての説明）経営拡大のための所有権移転の申請であります。

<議 長>

ただいまの事務局の説明に関連して、地区担当委員からご報告をお願いいたします。

申請番号1番 : 猪股（和）委員

申請番号2番及び3番 : 伴野委員（志村（保）委員欠席のため）

申請番号4番 : 事務局（小泉委員欠席のため）

申請番号5番 : 中込委員

申請番号6番 : 飯野委員

（各委員より現地調査に基づく説明。）

<議 長>

各委員の報告が終わりました。これより、質疑に入ります。

（質問・意見なし）

<議 長>

よろしいですか。それでは採決いたします。議案第1号、申請番号1番から6番について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

<議 長>

賛成多数ですので、議案第1号については原案のとおり承認いたします。

次に、議案第2号「農地法第4条の規定による申請の承認について」を、議題といたします。事務局より議案の説明をお願いします。

<事務局>

議案集の3ページをご覧ください。今月の農地法第4条の規定による許可申請は、1件 248 m²となっております。

申請番号1番（土地の所在・申請人についての説明）申請地は龍岡町下條東割長塚道下、貸駐車場建設のための申請であります。

<議長>

ただいまの事務局の説明に関連して、地区担当委員からご報告をお願いいたします。

申請番号1番：志村（圭）委員
（各委員より現地調査に基づく説明。）

<議長>

各委員の報告が終わりました。これより、質疑に入ります。

（質問・意見なし）

<議長>

よろしいですか。それでは採決いたします。議案第2号、申請番号1番について、申請番号1番を除き、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

<議長>

賛成多数ですので、議案第2号については原案のとおり許可相当として県知事に意見書を進達いたします。

次に、議案第3号「農地法第5条の規定による申請の承認について」を、議題といたします。事務局より議案の説明をお願いします。

<事務局>

議案集の4ページをご覧ください。今月の農地法第5条の規定による許可申請は、所有権の移転に関するものが5件 1,991 m²、賃貸借権の設定に関するものが1件 69 m²となっております。

申請番号1番（土地の所在・貸付人・譲受人についての説明）申請地は富士見ヶ丘二丁目、個人住宅建築のための申請であります。

申請番号2番（土地の所在・貸付人・譲受人についての説明）申請地は藤井町北下條田中地、個人住宅建築のための申請であります。

申請番号3番（土地の所在・譲渡人・借受人についての説明）申請地は藤井町北下條田中地、個人住宅建築のための申請であります。

申請番号4番（土地の所在・貸付人・譲受人についての説明）申請地は藤井町北下條三宮地、共

同住宅建築のための申請であります。

申請番号5番（土地の所在・貸付人・譲受人についての説明）申請地は藤井町駒井宮ノ前、個人住宅建築のための申請であります。

申請番号6番（土地の所在・貸付人・譲受人についての説明）申請地は藤井町駒井砂宮神、個人住宅建築のための申請であります。

<議 長>

ただいまの事務局の説明に関連して、地区担当委員からご報告をお願いいたします。

申請番号1番 : 雨宮委員

申請番号2番から4番 : 伴野委員（志村（保）委員欠席のため）

申請番号5番及び6番 : 伴野委員

（各委員より現地調査に基づく説明）

<議 長>

各委員の報告が終わりました。これより、質疑に入ります。

（質問・意見なし）

<議 長>

よろしいですか。それでは採決いたします。議案第3号、申請番号1番から6番について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

<議 長>

賛成多数ですので、議案第3号について、原案のとおり許可相当として県知事に意見書を進達いたします。

次に、議案第4号「農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用集積等促進計画案の承認について」を議題といたしますが、本日の案件の中に、農業委員会の委員に関する事項の案件があります。農業委員会等に関する法律第31条（議事参与の制限）「農業委員会の委員は、自己又は同居の親族、若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができない。」とされております。

申請番号3番について私に関係する案件がありますので、議案第4号が終了するまで、退席いたします。その間、議長は浅川職務代理が担当いたします。

（柳本会長 退席）

<議 長（職務代理）>

柳本会長が退席する間、議長を務めさせていただきます。それでは事務局より説明をお願いします。

<事務局>

議案集の6ページをご覧ください。今月の農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画案の承認については9件 37,342.41㎡となっております。

申請番号1番(土地の所在・貸付人・借受人についての説明) 賃貸借権、作物：水稲、期間：3年、新規設定です。

申請番号2番(土地の所在・貸付人・借受人についての説明) 賃貸借権、作物：水稲、期間：3年、新規設定です。

申請番号3番(土地の所在・貸付人・借受人についての説明) 賃貸借権、作物：水稲、期間：6年、新規設定です。

申請番号4番(土地の所在・貸付人・借受人についての説明) 賃貸借権、作物：水稲、期間：3年、新規設定です。

申請番号5番(土地の所在・貸付人・借受人についての説明) 使用貸借権、作物：野菜、期間：6年、新規設定です。

申請番号6番(土地の所在・貸付人・借受人についての説明) 使用貸借権、作物：野菜、期間：6年、新規設定です。

申請番号7番(土地の所在・貸付人・借受人についての説明) 賃貸借権、作物：野菜、期間：3年、新規設定です。

申請番号8番(土地の所在・貸付人・借受人についての説明) 賃貸借権、作物：野菜、期間：30年、新規設定です。

申請番号9番(土地の所在・貸付人・借受人についての説明) 賃貸借権、作物：桃、期間：20年、新規設定です。

<議長>

事務局の説明が終わりました。これより、質疑に入ります。

<委員A>

申請番号8番について、契約期間が長期で面積も広大となっておりますが、耕作する会社がどのような会社でどのような作物を作る予定なのかわかれば教えてください。

<事務局>

手元に資料がありませんので、申し訳ありませんが詳細までお答えすることができません。

<議長>

よろしいですか。それでは採決いたします。議案第4号、申請番号1番から9番について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

<議長>

賛成多数ですので、議案第4号について原案のとおり承認いたします。

(柳本会長 着席)

<議 長>

次に、報告案件について、事務局より説明をお願いいたします。

<事務局>

今月の報告案件、第1号及び第2号についてご説明いたします。相続等による所有権移転が6件31,165.59㎡、合意解約による通知が2件5,117㎡です。議案集の14ページをご覧ください。

報告第1号「農地法第3条の3の規定による届出について」を説明いたします。

申請番号1番（土地の所在・所有者・届出人についての説明）申請地は上ノ山内堀、相続による所有権移転の申請であります。

申請番号2番（土地の所在・所有者・届出人についての説明）申請地は岩下洞口他、相続による所有権移転の申請であります。

申請番号3番（土地の所在・所有者・届出人についての説明）申請地は穂坂町上今井梅の久保他、相続による所有権移転の申請であります。

申請番号4番（土地の所在・所有者・届出人についての説明）申請地は穂坂町宮久保八丁原他、相続による所有権移転の申請であります。

申請番号5番（土地の所在・所有者・届出人についての説明）申請地は穂坂町宮久保上ノ原他、相続による所有権移転の申請であります。

申請番号6番（土地の所在・所有者・届出人についての説明）申請地は円野町上円井下河原、相続による所有権移転の申請であります。

次に、報告第2号「農地法第18条第6項の規定による通知について」を説明いたします。

申請番号1番（土地の所在・貸付人・借受人についての説明）申請地は富士見ヶ丘二丁目、合意解約の通知であります。

申請番号2番（土地の所在・貸付人・借受人についての説明）申請地は大草町上條東割中芝原、合意解約の通知であります。

<議 長>

報告案件について、事務局の説明が終わりました。報告案件ですので質疑等は省略いたします。

以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。進行を事務局に返します。

<事務局>

（「4 その他」について、事務局より説明）

<事務局長>

内藤副委員長より閉会のあいさつをお願いいたします。

<副委員長>

（閉会あいさつ）

<事務局長>

以上をもちまして、令和7年11月農業委員会定例会を閉会いたします。

【議事に参与した者の職、氏名】

○書記：小屋 了

○書記：志村 奈美